

えて、議員定数の5分の1以上の議員の連署をもって書面で議長に審査を請求することができる。

2 議員の選挙権を有する市民（以下「有権者」という。）は、第4条第1項に規定する政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、それを疑うに足る事実を証する資料を添えて、有権者100人以上の者の連署をもって、その代表者から書面で議長に審査を請求することができる。

(審査会の設置)
第7条 議長は、前条の請求があつたときは、これを審査するため、議会に笠岡市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、議員のうちから議長が指名する委員6人と識見を有する者のうちから議長が委嘱する委員2人とをもって組織する。

3 委員の任期は、議長に對し当該事案の審査結果

の報告を終了したときまでとする。

4 委員の互選により審査会に会長及び副会長1人を置く。

5 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第8条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、原則公開する。

(審査)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者から意見又は事情を聴取し、資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、審査を請求

した議員又は市民代表者及び審査の請求の対象とされた議員（以下「被請求議員」という。）の意見又は事情を聴取するため、それらの者の出席を求めることができる。

3 被請求議員は、審査会に對し、口頭又は書面により弁明することができる。

(審査結果の報告)

第10条 審査会の会長は、審査の結果を取りまとめ、議長に對し文書で報告するものとする。

2 議長は、前項の報告を受けたときは、審査の請求をした者及び被請求議員に對し、その内容を文書で通知するものとする。

3 被請求議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

4 議長は、第1項の報告の概要を市民に公表するものとする。この場合において、前項の弁明書の提出があつたときは、当該弁明書を併せて公表するものとする。

るものとする。

(議会の措置)

第11条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。

2 議会は、被請求議員が政治倫理基準等に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

3 議長は、前項の措置の内容を市民に公表するものとする。

(守秘義務)

第12条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に關し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(注1) 政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講じた法律です。

(注2) 衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙が、選挙人の自由に表明する意思によつて公明かつ適正に行われるよう定めた法律です。

(注3) 公職にある者が、あつせん行為により利益を得たときには、そのあつせんの内容が公務員に適法な行為をさせるものであつても処罰することとした法律です。

(注4) 議員は、地方自治法第92条の2の規定により、個人としてその地方自治体に對し請負をしてはならず、また、その業務の主要な部分がその地方自治体との請負によつて占められている法人の役員には就任できないことになっていきます。